

国民健康保険（国保）への 届け出は済みましたか？

就職して新しく職場の社会保険に加入した人や、
退職して職場の社会保険をやめた人は、
14日以内に国民健康保険への変更手続きが必要です。
自動的に変更されることはありませんので、必ず手続きしましょう。



変更手続きが必要な人（別表1）
社会保険に加入した人／今まで
国保に加入していた場合は、国

保から脱退する手続きを行います。
す。

国保と社会保険の両方の保険
証を持って、手続きしてください。
い。

**社会保険をやめた人／国保へ加
入する手続きを行います。**社会
保険の資格喪失日が分かるもの
（健康保険資格喪失連絡票）を
持って、手続きしてください。

**そのほか／国保に加入している
人でも、子どもが生まれたとき
や、転入するときなどは届け
出が必要です。**忘れずに手続き
してください。

国保の保険給付（別表2）

病気やケガなどで受診したと

き、その医療費などが一部負担
で済みます。

医療費の自己負担額が高額に
なったときや出産したとき、加
入している人が亡くなったとき
など、別表2に該当する場合は
申請することで、給付を受ける
ことができます。

届け出や申請はどこにするの

別表1の届け出は保険年金課、
各支所で受け付けています。別
表2の給付申請は、保険年金課
のみの受け付けです。

問い合わせ先

保険年金課 国民健康保険班

☎ 62・5331

【別表2】国保の保険給付

保険給付	支給要件	申請期間
高額療養費	1か月に支払った医療費の自己負担額が高額になり、自己負担限度額を超えた場合	支給申請通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の1年分の自己負担額を合算し、限度額を超えた場合	支給申請通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
出産育児一時金	出産した場合	出産日の翌日から起算して2年間
妊産婦付加金	妊産婦が母子手帳の交付を受けた月から、出産した翌月までに保険診療を受けた場合	支給申請通知が届いた日の翌月1日から起算して2年間
葬祭費	国民健康保険に加入していた人が亡くなった場合 ※葬儀の施主に支給。	葬儀を行った日の翌日から起算して2年間

※該当する世帯の世帯主に、支給勧奨通知書が届きます。
葬祭費は死亡の届け出をする時に案内します。

【別表1】変更手続きが必要な人

区 分	内 容	必要なもの
国保に入るとき	会社の保険をやめたとき	健康保険資格喪失連絡票
	転入してきたとき	転入手続きのときに申し出をしてください。
	子どもが生まれたとき	父母の保険証
国保をやめるとき	転出するとき	保険証 ※転出手続きのときに申し出をしてください。
	会社の保険に入ったとき	会社の保険証と旭市の保険証
	死亡したとき	保険証 ※窓口で喪失の申し出をしてください。
そのほか	保険証の紛失、汚損により再交付を受けるとき	届け出する人の本人確認ができるもの（運転免許証など）
	修学のため、ほかの市区町村へ転出するとき	保険証、在学証明書